

第3章 上位・関連計画

3.1 国・県の計画等

3.1.1. 住生活基本計画（全国計画）

人口・世帯減少社会の到来を踏まえ、国土交通省では、住宅の「量」の確保から「質」の向上への政策転換を図っています。こうしたなか、国民の豊かな住生活の実現を図るため、施策の基本理念、国等の責務、住生活基本計画その他の基本となる事項について定める「住生活基本法」が、平成18年6月8日に公布・施行されました。

この住生活基本法に基づき、住生活安定向上施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18年度から平成27年度の10年間を計画期間として、住生活基本計画（全国計画）が策定されています。

基本的な方針

- 住宅の位置づけと住生活安定向上施策の意義
- 施策についての横断的視点

目標・成果指標・基本的な施策

目標設定の前提として「住宅性能水準」「住環境水準」「居住面積水準（最低・誘導）」を設定

※第八期住宅建設五箇年計画の各水準を基本としつつ、内容・表現を再検証・充実

横断的視点

- ・ストック重視
- ・福祉、まちづくり等関連する施策分野との連携
- ・地域の実情を踏まえたきめ細かな対応
- ・市場重視

目標	目標の達成状況を示す成果指標	基本的な施策
良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継	①新耐震基準適合率 ②共同住宅共用部分のユニバーサルデザイン化率 ③省エネルギー対策率 ④リフォームの実施率 ⑤適正な修繕積立金を設定しているマンションの割合	耐震診断・耐震改修等の促進、建築規制の的確な運用 ユニバーサルデザイン化の促進 省エネルギー性能など住宅の環境性能の向上 長寿命住宅の普及促進、適切な維持管理、リフォームの促進 マンションの計画的修繕の促進、老朽化したマンションの再生促進
良好な住環境の形成	⑥重点密集市街地の整備率 ⑦地震時に危険な大規模盛土造成地の箇所数	基盤整備と規制緩和の一体的推進による密集市街地の整備 宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策等の推進 建築協定の活用等による良好な街並み・景観・緑の維持・形成 都心居住・街なか居住の促進、ニュータウン再生の支援
国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	⑧住宅性能表示の実施率（新築） ⑨既存住宅の流通シェア ⑩住宅の利活用期間 ⑪子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	住宅性能表示制度の普及・充実、紛争処理の仕組みの普及・充実、既存住宅の合理的な価格査定の促進など市場環境の整備 長期固定型ローン等が安定的に供給される住宅金融市場の整備 税制上の措置の活用等による無理ない負担での住宅取得の支援 持家の賃貸化の促進、二地域居住の情報提供、子育て支援等技術開発等の推進、地域材を活用した木造住宅生産体制の整備
住宅の確保特に配慮をする者の居住の安定の確保	⑫最低居住面積水準未満率・低額所得者等への公平かつ的確な公営住宅の供給 ⑬高齢者のいる住宅のバリアフリー化率	各種公的賃貸住宅の一体的運用や柔軟な利活用等の推進 高齢者、障害者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供 高齢者向け賃貸住宅の供給、公的住宅と福祉施設の一体的整備

大都市圏における住宅・住宅地の供給等

- ・地域属性に応じた施策の推進等

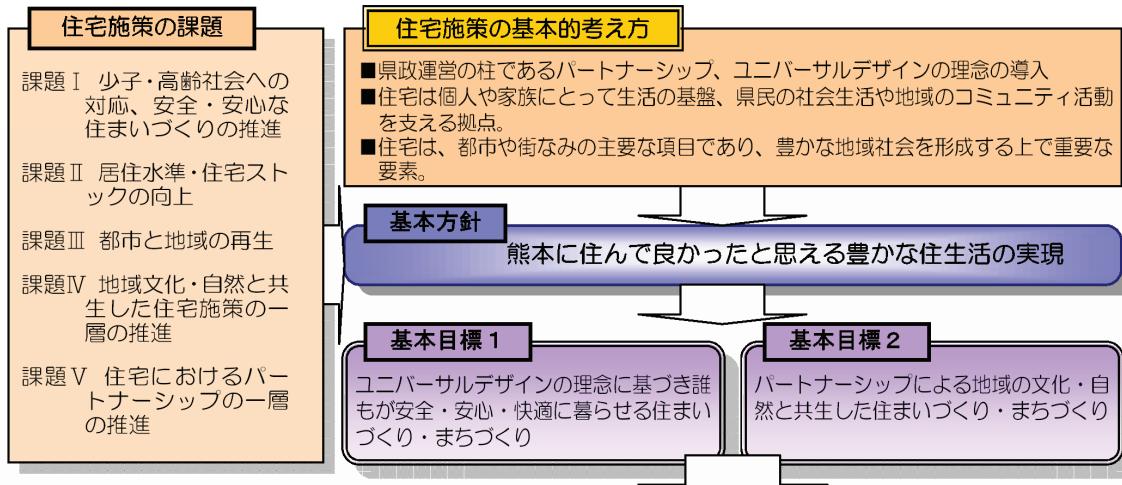
施策の推進

- ・関係者の連携・協力
- ・統計調査の充実
- ・政策評価の実施とおおむね5年後の計画見直し

3. 1. 2. 熊本県住宅マスターplan（熊本県住生活基本計画）【平成19年2月策定】

少子高齢化に対応した居住環境の整備、安心安全な住宅の整備など多様な県民ニーズに応えるため、平成18年6月に制定の住生活基本法に基づく都道府県計画として、熊本県住宅マスターplanが策定されています。

基本方針、基本目標、基本計画・推進施策



下線のキーワードを基に、今後優先的に行うべき具体的施策を「特定推進施策」として整理

成果目標

指標名	H17	H27
県内の住宅における UD 対応住宅数の割合	4.8% (H15)	→ 20%
指標名	H17	H27
県内の共同住宅のうち道路から各戸の玄関まで車いすで通行可能な住宅の割合	6.6% (H15)	→ 25%
指標名	H17	H27
県営住宅における倍率優遇を行っている世帯 (高齢者・障害者・ひとり親・DV 被害者・多子世帯等)の入居率	17.1%	→ 30%
指標名	H17	H27
高齢者が居住する住宅における UD 対応住宅の割合	5.3% (H15)	→ 25%
指標名	H17	H27
県内の高齢者円滑入居民間賃貸住宅登録戸数	1,300 戸	→ 2,000 戸
指標名	H17	H27
子育て世帯における誘導居住面積水準世帯の割合	40.2% (H15)	→ 50% (H22)
指標名	H17	H27
県営住宅における5人以上世帯の最低居住面積水準未満世帯数の割合	26.9%	→ 早期に解消
指標名	H17	H27
地震等に安全な住宅の割合	68.1% (H15)	→ 90%
指標名	H17	H27
県内市町村における住宅相談窓口設置数	—	→ 全市町村設置 (H20)
指標名	H17	H27
滅失住宅の平均築後年数	約 32 年 (H15)	→ 約 40 年
指標名	H17	H27
県内で街なか居住のための住宅施策を実施している市町村数	—	→ 10 市町村
指標名	H17	H27
市町村住宅マスター・プラン等策定数(累計)	17 市町村	→ 30 市町村
指標名	H17	H27
新設される低層の県営・市町村営住宅における木造の割合	63% (H15~17 平均)	→ 70%
指標名	H17	H27
県内の一戸建て木造住宅の年間新設着工戸数	4,700 戸	→ 現状確保

3. 1. 3. 熊本県都市計画区域マスタープラン（本渡、牛深）【平成16年5月策定】

本渡都市計画区域

(1) 都市づくりの基本理念

『天草海洋圏の自立・交流・文化を支え、中核的機能を担う都市づくり』

(2) 都市づくりの基本目標

- ・地域の自然と共生する天草海洋圏の拠点都市づくり
- ・人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり
- ・都市の個性を生かしたコンパクトな都市づくり
- ・交流と連携を支える都市ネットワークの結節点としての都市機能の整備・強化
- ・住民と行政が協働により取り組む都市づくり

牛深都市計画区域

(1) 都市づくりの基本理念

『安全で安心して暮らせるコンパクトな港まち 牛深』

(2) 都市づくりの基本目標

- ・安全に暮らせるまちづくり
- ・安心して暮らせるまちづくり
- ・コンパクトなまちづくり
- ・港まちづくり
- ・住民と行政が協働で取り組むまちづくり

3.2 市の上位・関連計画

3. 2. 1. 天草市総合計画 [平成19年2月策定]

(1) まちづくりの理念

「日本の宝島 “天草” の創造」

(2) 都市の将来像

- ・心豊かに暮らせる市民都市
- ・未来を拓く産業都市
- ・九州西岸地域の交流拠点都市

(3) 住宅・居住環境に関する主な施策

